

# 学生健康保険互助会について



そもそも“学生健康保険互助会”って何?!

「学生健康保険互助会（以下、「互助会」という）」とは、学生の相互扶助によって、学生の医療費にかかる経済的負担を軽くし、健康の保持・増進を図り、学生生活を楽しく続けられるように会費を出し合って運営する任意加入の制度です。

## ①保険診療に要した医療費の自己負担分を給付(P.4～12参照)

会員が在学中及び休学中に病気やケガをして医療機関や整骨院などで保険診療を受けたときは、公的医療保険（協会けんぽ、組合健康保険、日雇健康保険、船員保険、共済組合保険及び国民健康保険）から医療費の70%が給付され、残りの30%が自己負担となりますが、この自己負担分を給付するものです。

## ②厚生宿泊施設利用補助金の給付制度（P.14～15参照）

互助会と協定を結んでいる旅館、ホテル等を利用した場合、補助金を給付するものです。旅行やクラブ・サークル・ゼミの合宿等に利用してください。

## ③救急箱の貸出し制度（P.13参照）

クラブ・サークル・ゼミの合宿などで、急病や負傷時の応急手当てのために貸出しをしています。

## ④150円朝食の提供（P.13参照）

並楽館3階「LIBRE（リブレ）」の協力のもと、ごはん・味噌汁・おかず3品からなる『あさイチ定食』を提供しています。通常は300円ですが、互助会が1食あたり150円を補助することで、学生のみなさんはいつでも150円で利用できます。

※新型コロナウイルスの感染状況により、②～④は実施しない場合があります。



どんな学生が会員になれるの?!

会員は、会費を納入した**本学の学生**に限ります。

科目等履修生・聴講生・通信教育課程の学生・研修生（法務研究科）・外国人特別生・交換留学生・単位互換履修生・外国政府等派遣留学生及び委託生は対象となりません。





ところで、会費はどうなってるの?!



会費は、**入会金1,000円**、**年会費2,500円**です。学費等納付書に半期分の会費1,250円を加算しています（入会金は入学初年度の入学金等納入時に加算しています）。休学の場合は、在籍料納入時に半期分の会費を加算しています。

会費を納入された学期のみ会員としての資格があります。ただし、退学・除籍により学籍を失ったとき、または会員としてふさわしくない行為を行った時は会員の資格はなくなります。

## 互助会費のながれ

